愛知県避難生活支援マニュアル

)資料集

平成27年3月 (令和7年11月改定) 愛知県防災安全局防災部災害対策課

はじめに

O本書は、愛知県避難生活支援マニュアルとともに、避難所等を運営する ための標準的な事項をまとめたものです。

市町村におかれましては、各避難所等で使う際には、地域や避難所等となる施設の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加・修正する必要があります。

- ○本書は、市町村職員などの行政担当者だけでなく、避難所等となる施設の管理者、町内会や自治会、自主防災組織の役員など、災害時に避難所等の運営に関わる人々が読みやすいよう、文字サイズを大きく設定しています。
- 〇本書は、愛知県避難生活支援マニュアル(本編)、<mark>様式集</mark>、<mark>リーフレット集、</mark>避難所運営委員会及び各運営班の業務とセットでお使いください。

<本文中の表現について>

例: <mark>避難所でのルール (様式集 p. 5)</mark>

→ 愛知県避難生活支援マニュアル <u>様式集</u> 5ページの 「避難所でのルール」を参照してください。

例:保健福祉的視点でのトリアージ(資料集 p. 1)

→ 愛知県避難生活支援マニュアル <u>資料集</u> 1ページの 「保健福祉的視点でのトリアージ」を参照してください。

例: 災害のあとの気持ちの変化(リーフレット集 p. 17, 18)

→ 愛知県避難生活支援マニュアル <u>リーフレット集</u> 17,18 ページの「災害のあとの気持ちの変化」を参照してください。

例:各運営班の業務【別冊】や避難所運営委員会の業務【別冊】

→ 愛知県避難生活支援マニュアル <u>「各運営班の業務」</u>や <u>「避難所運営委員会の業務」</u>を参照してください。

資料集 目次

1避難場所でのトリアージの例

2避難所生活で配慮が必要な人への対応方法

₹難所利用者の事情に合わせた配慮の方法 ·············· 2							
必要に応じて医療機関への移送または医療的な対応を要する人							
内部障害のある人	オストメイト、咽頭摘出者、呼吸器機能障害、腎臓機能障害なる	<u>"</u>					
難病の人		2					
アレルギーのある人	ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど						
精神疾患のある人		3					
服薬者	高血圧、糖尿病、うつ病等	3					
必要に応じて医療的な対応	を要する人						
妊婦		3					
産婦		3					
乳幼児		4					
必要に応じて福祉避難所や	福祉施設へ移送を要する人						
要介護度の高い人	寝たきりの人など	4					
自力での歩行が困難な人体幹障害、足が不自由な人など							
発達障害(自閉症など)の	人	- 5					
知的障害のある人		ິ					
情報伝達や個室スペースな	ど個別の配慮が必要となる人						
目の見えない人(見えにく	い人) 視覚障害者など						
耳の聞こえない人(聞こえ	にくい人) 聴覚障害者など	6					
身体障害者補助犬を連れた	人	O					
子ども							
女性							
外国人		7					
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人							
セクシャルマイノリティの	人(LGBT)						
けがや病気の人							
車やテントでの生活を希望	する人	8					
避難所以外の場所に滞在す	る被災者						
帰宅困難者							

	個別のスペースが必要な人		
	感染症にり患した人		
	乳幼児の母子		_
	発達障害の人		9
	子ども		
	トイレの配慮が必要な人		
	要介護度の高い人		
	自力で歩行が困難な人		
	内部障害のある人		
	感染症にり患した人		_
	目の見えない人		9
	妊婦 		
	幼児		
	外国人		
	避難所利用者の事情に配慮した広報	10	•••••
3	避難所運営に使う場所とレイアウトの例	11	
	レイアウト例(学校などの場合)	14	
	東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例…	15	
4	平成 28 年熊本地震・令和6年能登半島地震の事例		
	避難所利用者数の把握のために工夫した事例	16	
E			
J	5災害時のトイレ・入浴・洗濯・食事対策 ※実味のよくし対策	17	
	災害時のトイレ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17	
	トイレを使うときの注意(既存トイレが使用可能で水が確保できた場合)	22 23	
	トイレを使うときの注意(災害用トイレを使う場合) ····································	23 24	
	トイレを使うときの注意(ポルトガル語)	26	
	トイレの清掃当番がやること	28	
	入浴・洗濯について	29	
	食事に関する配慮について ····································		
	the second secon		

6こころのケア対策 こころの健康	32
7避難所の統合・閉鎖 避難所の統合・閉鎖	34
8 災害救助法 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 災害救助法(抜粋) 災害救助法(抜粋) 災害救助法(抜粋) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	35 36
9 災害時における人的支援 災害時における避難所等への国等による人的支援	37
10 参考文献 愛知県避難生活支援マニュアルの改定等にあたり参考にした文献や資料…	38

保健福祉的視点でのトリアージ(判断基準の例)

判断基準は災害規模や被災地の状況で異なるため、参考とする。

ステージ		送	冗じ無なるため、参考とする。 対象者の具体例
I	避難所等で 集団生活が 困難で常時	医療機関へ 医療依存度が高 く医療機関への 保護が必要	人工呼吸器を装着している人 気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な人
	専門的なケ アが必要	福祉施設へ 福祉施設での介 護が常に必要	重度の障害者のうち医療ケアが必要でない人 寝たきりで介護が常時必要な人
	他の被災者と区別して、	医療的な	医療的なケアの継続が必要な人 (在宅酸素療法、人工透析、インシュリン注射など) 感染症で集団生活場面からの隔離が必要な人
	専門的な対 応が必要	対応が必要 医療的なニーズが 高く医療やケアが	(インフルエンザ、ノロウイルスなど) 乳幼児、妊産婦など感染症の防御が特に必要な人
П	(やをでがな門ラがで計 強環・活対場のフっ生る、 ない家イ整のすった活) とだき専やン境検	必要な人	親族の死亡、PTSDなどで精神的に不安定で個別支援が必要な人(状況に応じて医師の判断により被災地を離れる必要性がある)
		福祉的な 対応が必要 福祉的なニーズが 高く介護援助等の 継続が必要	日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者(軽中程度の要介護高齢者など)
			精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な人
			日常動作や生活面で一部介助や見守りが必要な視力障害者、 聴力障害者、身体障害者(軽中程度の障害者など)
		プログル かわ ナ へ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能 な人
	定期的な専		精神的な不安定さや不眠などの症状があり、見守りや傾聴などの支援が必要な人
ш	門家の見守 りや支援が あれば、避難		見守りレベルの介護が必要でヘルパーや家族等の支援の確 保ができれば、避難所や在宅生活が可能な人
	所 や在 宅 生 活が可能	ニーズ	高齢者のみ世帯など、ライフラインの途絶により、在宅生活 継続のために生活物資の確保に支援が必要な人
		保健的な ニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者など生活不活 発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必 要な人
IV	現状では生活	は自立して、避	難所や在宅での生活が可能な人

災害時の保健活動推進マニュアル(R2.3)(日本公衆衛生協会、全国保健師長会)を参考に作成

避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

必要に応じ	必要に応じて医療機関への移送または医療的な対応を要する人							
区分	特徴	避難所での主な配慮事項						
区刀	1寸1以	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他		
内 部 障 害のある人	補助器具や 薬の投どを 強悪のなどを 必要。 (在宅 酸素療法、インシュリン注	衛生的な	日ごろ服用している薬、使用している装具など オストメイト ストーマ用装具など 咽頭摘出者		医療機関関係	・感染症対策 ・医療機関や 医療機器メ ーカーへの 連絡(器具や 薬の確保)		
内部障害:心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用	射、人ど) 見たりにくい 場合もあるので、配慮人に 確認する。	場所、非 常用電源	気管孔エプロン、 人工喉頭、携帯用 会話補助装置など 呼吸器機能障害 酸素ボンベなど 腎臓機能障害 食事への配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)		者、保健 師、関係 支援団 体など	→ 必要 に 応 じ 医療 機 関 に 移送 オストメイト 装 具 の 洗 浄 場 所 を 設 し たトイレ の 優 先 使 用		
難病の人	ストレスや疲 労での症状 悪化や、定					・感染症対策		
治療方法が未確 立で、生活たり 長が生じる疾病さ もの疾患があり、 を もな疾れぞれ と れる。	期的な通院 が必要な点 など も る。 見た目では	衛段の所、と をするなど をするなど	日ごろ服用している薬、使用している支援機器など (本人や家族に確認)	本人の状態 に合わせる (ゆっくり伝 える、筆談 など)	医関者師支体機係健係団	・医療機関や 疾機関や 医療機一 連 変 の を を の と と と と と と と と と と と と と と と と		
アレルギー のある人	環境の変化 で悪化する 人もいる。 生命に関わ	アレルギ 一発作の	日頃服用している 薬、使用している 補助具など 食物アレルギー	食物アレルギー食事の材料	医療機	必要に応じて医療機関に移送、周囲の理解でんそくほこり、煙、		
ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー	生 命 に 要 き き き き き き き き き き き き き き き き き き	引き金に なるものを 避けた、 衛生的な 場所	アレルギー対応の食品や、原因となる食物をのぞいた食事(調味料などにも注意。炊き出しでは個別に調理)など	や調味料などの成分を表示した献立表の掲示	関関係者、保健師など	強いに 発作 の引き金となる アトピー シャワー や 入 浴 保 つ		

区分	特徴	避難所での主な配慮事項						
区刀	1寸1以	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他		
精神疾患のある人	適切を要変化も目れる。とのでは、とりにいいのでは、はいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、	パニック になちま ける落場 (静養室動 ど)へ移動	日頃服用している薬など	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師、保健師保健 福 談 はど	必要に応じ て医療機関 などに連絡 (薬の確保な ど)		
服薬者 高血圧、糖尿病、 うつ病等	ストレスや疲 労で症状が 悪化すること がある。 定期 的な通院と	_	日頃服用している 薬など 食事への配慮(塩 分を控える、カロリ 一制限など)	_	医療機 関関係 者、保健 師など	必要に応じ て医療機関 などに連絡 (薬の確保な ど)		

必要に応じて医療的な対応を要する人

区分	特徴	避難所での主な配慮事項					
运 力	1寸1玖	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
妊婦	自力で行動 できる人がを いが、出の が 心が大き でが必要	段差など のない場 所、防寒・	日頃服用している 薬、妊婦用の衣 類・下着、毛布、妊 婦向け食料、衛生 用品など		助産 類と 関 者 が と と と と と と と と と と と と と と と と と と	洋優感策早や娠候が要医連式先染、産浮高群あに療絡レ用症迫兆、圧兆ばじ関の、対流候妊症候必てに	
産婦	自力で行動 できる人が多 いが、安静が 必要 産後うつ病の 出現に注意 が必要	衛生的な場の のでと の が りなり の りなり りまり をする	日頃服用している 薬、毛布、衛生用 品など	_	助産師、 医療機 関関係 者、保健 師など	洋式トイレの優先使用、感染症対策、必要に応じて医療機関に連絡する	

必要に応じて医療的な対応を要する人								
区分	特徴		避難所で	での主な配慮事項	į			
四月	1寸14人	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他		
乳幼児	夜間不能なが現ることである。災害がある。 にはの疾患の かかりやすい	衛場寒対しがも境児浴的で避策子いい乳の備な防暑をもで環幼入	紙おむつ、粉ミルク(アレルギー対応含む)、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふきなどの衛生用品、日ごろ服用している薬など	絵をかりではいい。 をする。 をかり、伝える。	保育士、保健師など	子どもがの と お が の 室 、 授 、 投 、 投 、 投 、 と と と に と り に り に り に り た り た り た り た り た り た り た		

必要に応じて福祉避難所や福祉施設へ移送を要する人								
区分	特徴		避難所で	での主な配慮事項	[
四月	10150	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他		
要介護度の高い人	食事、排せ つ、衣服の 着脱、入浴な ど、生活上の 介助が必要	簡 易 ベッド ド(段ボー ルベッド) やトイレを 備 え たど	介護用品(紙おむつなど)、衛生用品、毛布、やわらかく暖かい食事など	本人の状態に合わせゆっくり伝える、筆談など	ホームへ ルパー、 介護福 祉士など	・感染症対策 ・医療機関や 福祉避難所 への連絡 →必要に応 じて移送		
自力での 歩行が困 難な人 体幹障害、足が 不自由な人など	移動が困難 なため、補助 器具や歩行 補助などが 必要	段くなきす所的どがいでしい多いがいでしい多いといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	杖、歩行器、車い すなどの補助器 具、介護ベッド、洋 式のトイレなど	車いすから も見やすい 位置に情報 を掲示	ホームへ ルパー、 介 護 福 祉士など	車いすで使 用できる洋 式トイレの優 先使用		

必要に応じて福祉避難所や福祉施設へ移送する必要がある人

区分	特徴		避難所で	での主な配慮事項	Į	
区刀	1寸74	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
発達障害(自閉症など) の人	環でや声敏い明集苦多個きでいや配どる。境不す、感るで団手い人くはた介慮をの安い物 困とな行な、差見か、助方確変な光音のをい動人、がたら家者法認化り、にて説。がが、大目な族になす	示仕どパにらけ(もり置っっち場を はある を は、 り で の た の た の た の た り た の た の た り た り た う た う た う た う た う た う た う た う	感覚過敏で特にない。 感覚のしか食べわりの人、これでは、 で特にない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 ではながある。 のれのの嚥込、要給こ		保健師	・ () () () () () () () () () (
知的障害のある人	環がもの明人個きでいや配どるの手。況き多差見か、助方確変な自をないがたら家者法認変にと分説い 大目な族になす	なったら 落ち着け る場所(静	携帯電話、自宅住 所や連絡先の書か れた身分証など	絵モい的りく肯現 *ちははに場やな、、、な定で 例へだな居所図ど具っさべなえ あっ」こうテメ使体くしく表る ってでことす	知害設別学係的者や支校者、障施特援関保	本設援絡トにつ慮場合 場合を配な

情報伝達や	情報伝達や個室スペースなど個別の配慮が必要となる人								
区分	特徴	避難所での主な配慮事項							
运 刀	付100	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他			
目 の 見 え ない人 (見 え に く い人)	視覚による情報収集が択掘が困難なので、音声による情報 伝達が必要	壁がすい能差所気くに休にというの、がな安めでな夜使っ心場が、いにえたし場の、がならのを使っ心場がはいいのののののではない。	白杖、点字器、 携帯ラジオ、携帯 型の音声話、音声 携帯を置、文ル が大装置、 でない。 でない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい	音字字入音を 大	ガイドへ ルパー、 関 者 体 など	視覚障害者団体への連絡要に応じて変に連絡などに連絡			
耳の聞こ えない人 (聞こえに くい人)	音による情報 による情報 把握で、規模で、 による情報 による情報 による情報 見たりによる 場合もある	情報掲示板 や本部付近 など、目 が ら情報 りやすい場 所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記・ ・筆記・ ・筆記・ ・等記・ ・等記・ ・でもなど ・でもなど ・でもなど ・でいなど	情板筆筆ル送声ア効報手、、、、な文プリスを対し、なった。では字りののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	手訳約者障団 通要記覚者ど	聴団絡本に援ある(シスと) を関係を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			
身体 障害 者補助た を連れた 人 補助犬とは、聴導 犬のこと	補助犬同伴 のは身体 者補 きれている。	補助犬同伴で受けれる。ただだいのではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは	補助犬用には、 ドッグフード、ペットシーツ、ビニール袋など飼養管理のために必要なもの (本人については別の項目を参照)	本人につい ては別の項 目を参照	補関体(つは項参助係ど人い別目照)	補助犬関係団体へ連絡(本人については別の項目を参照)			
子ども	災害時には、 風邪などの 疾患にかかり やすい子や、 赤ちゃんがえ りする子も多	衛場・避 生所で暑 ・避し、 が い り で も よ い 環 も よ り で も よ り で も よ り で も り よ り し る り る り る り る り る り る り る り る り る り	紙おむつ、粉ミルク(アレルギーク)、水 ラション できれる では、水 、食 の では、 など の で 薬 になど	絵物かりではいい。 を示やではいいでは、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない。 ない、 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	保育士、保健師など	子どもが遊べ る部屋の 保、 感染 、子ども の特性に がたメンタル ケア			

愛知県避難生活支援マニュアル 資料集

			~/ ///////////////////////////////////	班工心义该人	<u> </u>	具件未
女性	避難所利用 者のめるが を占営へ 反 見がいことも ある	男女別の 物子しは間を間を 用し、多くよう 配慮するよう	女性用の衣類・ 下着、生理用品、暴力から身を 守るための防犯 ブザーやホイッス ルなど	_	_	運画止トな対して、大変対して、対して、対しては、対しては、対して、対し、関をするの理をある。では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
外国人	日本語の理 解力により、 情報なので、 多言語報 による情報 援が必要	宗教によっ ては礼拝す る場所が必 要	災害や緊急時の 専門用語の対訳 されたカード、多 言語辞書。 文化や宗教のち がいにより食べら れないものがある 人もいるので注 意。	通訳のでは、 訳・実わかって、 を乗りのでは、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 、 ないで、 、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 ないで、 、 、 ないで、 、 ないで、 、 、 ないで、 、 、 ないで、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	通 訳 者など	日本語が理 は、運営に協力して を を と を と を と を と と を と と で と で と で と で
文上でれの人で理べいあ	見た目では場合もあるで、事前ないもので、の確認が必要。	_	認証を受けた食 品や、特定の食 物をのぞいた食 事(調味料などに も注意)	食事の材料 や調味料な どの成分を 表示した献 立表を多言 語で掲示	通 訳 者など	_

情報伝達手段の配慮の方法として、配慮が必要である ことを周囲に知らせるためのヘルプマークや、各自治体 で配付しているヘルプカードの活用、災害時バンダナ、 ベスト等を身に着けてもらうことも考えられる。



区分	対応など
セクシャルマイ ノリティの人(L GBT)	・トイレは男女別のほか、男女共用も設置する。・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設ける。・生理用品や下着など周囲に人がいる中で受け取りにくい物資があることを配慮して、ボランティアや相談の専門家などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討する。
けがや病気の 人	・衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 ・病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 ・必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
車やテントでの 生活を希望す る人	・目が届きにくく、情報伝達にも工夫が必要。 ・エコノミークラス症候群などの心配もあるため、なるべく避難所の建物内へ移動するようすすめる。 ・やむをえず車内などのせまい場所で寝泊まりしなければならない人がいる場合は、エコノミークラス症候群の防止や排気ガスによる一酸化炭素中毒などを防ぐため エコノミークラス症候群を予防しましょう(リーフレット集 p. 3)、車中泊避難の8カ条(リーフレット集 p. 4)、車中泊避難におけるエコノミークラス症候群リスクチェックシート(リーフレット集 p. 5) などを配布して注意を呼びかける。
避難所以外の 場所に滞在す る被災者	・情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別訪問などで状況を把握する必要がある。・とくに家族などの支援者がおらず、避難所などに自力で避難することができない人の情報を把握し、食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。
帰宅困難者	 ・自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、施設内に地域住民とは別のスペース(できれば別室)に受け入れるなど配慮する。 ・旅行者の多い地域は、帰宅困難者も含めた受け入れスペースを検討する。

このほか、災害時に配慮が必要な人への支援については、 「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」 も参考にすること。

市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル 愛知県福祉局福祉部地域福祉課

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/413794.pdf

個別のスペースが必要な人

区分	必要な設備・対応など
感染症にり患した人	・感染症患者専用スペースへの移動 ・必要に応じて医療機関へ連絡
乳幼児の母子	授乳スペース
発達障害の人	・居住スペースに間仕切り ・パニックになった場合に落ち着ける場所(静養室など)
子ども	・子どもが遊べるスペース

トイレの配慮が必要な人要配慮者用トイレ(資料集 p. 11) も参考にすること。

	ア女 (本 / 1) 安 <u>に</u> 應有用 アイ レ (貝科来 p. 11) も参考にすること。
区分	必要な設備・対応など
一 本 4 茶 本 の 吉 ハ し	・トイレを備えた介護スペース
要介護度の高い人	・介助者も入れるトイレ
	・車いすで使える広さの確保
 	・出入口の幅は80 cm以上とる
自力で歩行が困難な人	・手すり
	・トイレまでの導線の確保、段差解消
	・オストメイトの洗浄場所
中が除字のもでし	・ストーマ部位用の流し場
内部障害のある人	・補装具、付属品を置く棚
	・下腹部を映す鏡
感染症にり患した人	・専用のトイレを設けることも検討
	・壁伝いに移動できる場所や点字ブロックで誘導できる場所に設置
目の見えない人	・補助犬と利用できる広さの確保
	・音声案内
妊婦	 ・洋式トイレの優先的使用
ンエン山	
幼児	一補助便座
7176	・おむつ替えスペース
外国人	 ・外国語の掲示物(トイレの使い方、手洗い方法。消毒方法)
· · · · ·	

避難所利用者の事情に配慮した広報

避難所利用者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。さらに、複数の手段を組み合わせて伝える。

補聴器やその電池、眼鏡・コンタクトレンズなどを災害時に無くしてしまった人がいる 場合の支給情報など、必要な支援情報をタイムリーに提供できるように配慮する。

<配慮の例>

	,
目の見えない人(見えにくい人)	・音声による広報・点字の活用・サインペンなどで大きくはっきり書く・トイレまでの案内用のロープの設置・トイレの構造や使い方を音声で案内する など
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	・掲示物、個別配布による広報 ・筆談 ・メールやFAXの活用 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)の活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) ・テレビ(文字放送・字幕放送が可能なもの、聴覚障害者用情報受信装置(インターネット回線を使用)の設備) など
外国人	・通訳、翻訳 ・避難所利用者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・一般財団法人 自治体国際化協会(クレア)が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラムの活用 ・翻訳ソフトの活用 ・災害多言語支援センターなどへの通訳者の派遣依頼 など

<様々な広報手段>

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホンなど
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の前や町内の掲示板への掲示など
個別配布	ちらしなどを作成し、各組や各世帯、全員に配布するなど
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用するなど
翻訳・通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用など

避難所に必要な部屋・場所 レイアウト例(資料集 p. 14) も参考にすること。

必	要な部屋・場所		用途や設置のポイント	必要な設備
	救護室	応急の医療活動 □保健室や医務	かを行う。 野室があれば利用	□簡易ベッド □応急救護用の用具
	感染症患者 専用スペース	感染症に罹患し □他の避難者の	□簡易ベッド□簡易トイレ□手洗い場	
	介護室 (ベッドルーム)	(なければ、間 □室内に車いす □簡易トイレ(洋	などが利用。 の届きやすい場所にある部屋を確保 仕切りやテントを利用) で相互通行できる通路を確保 式)を設置し、まわりを仕切る。 引仕切りはおむつ換え時に利用	□簡易ベッド □段ボールベッド □いす □簡易トイレ(洋式) □車いす □おむつ □ふた付ごみ箱 (□間仕切り) (□テント)
	要配慮者専用福祉 避難スペース (室)	要配慮者の状況 置。	記に応じて、専用のスペースや個室を設	要配慮者の状況に応じ上記介護室を参考
医療・介護	要配慮者用トイレ	トイレ使用時に酉 □配慮が必要な □段差なく移動 (段差がある場合 □介助者同伴・ 利用できるよ	□ 虚が必要な人が優先的に利用。 ○ 人の優先的使用を表示。 できる場所に、洋式トイレを設置。 ○ はスロープなどを設置して工夫する) ○ 性同一性障害の人などが気兼ねなくう「男女共用」も設置 時のトイレ対策(資料集 p. 17)も参照 ・出入り口の幅は80cm以上とる・車いすで使える広さの確保 ・手すりがあるとよい ・壁伝いに移動できる場所や点字ブロックで誘導できる場所に設置・補助犬と利用できる広さの確保・音声案内があるとよい ・ストーマ部位用の流し場・補装具・付属品を置く棚・下腹部を映す鏡などを設置 ・感覚の鈍さなどからトイレをがまんし、順番を守ることができない場合がある。トラブル防止策の検討が必要。 ・嗅覚が過敏で、においのきついトイレを使用できない場合は、簡易トイレ	□仮設トイレ(洋式) □仮設トイレ(洋式) □筒易トイレ(洋式) □デント □間仕切り □照明(投光機) □トイレットペーパー □消毒用アルコール □手すり □蛇口のあるタンク □流し台 □手荷物置き場 □鏡
	身体障害者 補助犬同伴 者用の場所	者が、補助犬とと	甫助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴 さもに過ごすための部屋や場所。 一のある人などに配慮し、できれば個室	□毛布や敷物 □ペット用シーツ □ビニール袋、凝固剤

愛知県避難生活支援マニュアル 資料集

必	要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
	災害用 トイレ (仮設トイレ、簡易トイレ など)	施設のトイレが使えない場合などに設置。 □男女別に設置 □介助者同伴の人や性同一性障害の人が気兼ねなく 利用できることに配慮し、男女共用も設置 □夜も安全に使うことができるよう照明をつける □できれば足腰が弱い人も使えるよう洋式トイレを設置 □その他、災害時のトイレ対策(資料集 p. 17)を参照	□災害用トイレ □照明(投光機) □トイレットペーパー □消毒用アルコール □ふた付ごみ箱 □施錠 □防犯ブザー
	更衣室	着替えなどで利用。(テントや間仕切りでの設置も可) □男女別に設置	(□テント) (□間仕切り)
	手洗い場	避難所内の衛生環境の維持、防疫対策のため設置。 □手指消毒用アルコールを設置 □生活用水の確保後は、蛇口のあるタンクを設置し、流水とせっけんで手洗いできるようにする。 ・使用後の水は、できれば浄化槽や下水管に流す・感染症予防のためタオルの共用は禁止 ・感染症予防のためタオルの共用は禁止 ・成・手指消毒用 必食ト ボッカール が 事 イ ・蛇口つる れの上げ	□消毒用アルコール □蛇口のあるタンク □流し台 □せっけん □ペーパータオル
生活環境		● 手指消毒用 ・	
児	風呂、 洗濯場	生活用水、仮設風呂や洗濯機を設置 ・使用後の水は、できれば浄化槽や下水管に流す ・プライバシーに配慮した洗濯物干し場も決めておく □男女別の物干し場を設置する	(□仮設風呂) (□洗濯機) (□物干し用の道具)
	調理・配膳 スペース	適温の食事を提供する場所 ・調理器具の有無も確認する	□調理室 □配膳室
	ごみ置き場	避難所で出たごみを一時的に保管する場所。 □生活場所から離れた場所(臭いに注意) □直射日光が当たりにくく、屋根のある場所 □清掃車が出入りしやすい場所	□ごみ袋
	ペットの 受け入れ 場所	飼い主とともに避難したペットのための場所。 □アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者の生活場所とは別の場所に受け入れる。(導線も交わらないよう注意) →施設に余裕があれば、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けてもよい。 □敷地内で屋根のある場所を確保(テントも可) □ペットは必要に応じてケージに入れ、犬、猫など種類ごとに区分して飼養できるとよい。	□テント □ペット用ケージ □ペット用シーツ

必	要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
食	荷下ろし・荷捌き場所	運搬された物資などを荷下ろし・荷捌きする場所 □トラックなどによる物資の運搬がしやすい場所 □風雨を防げるような屋根がある場所	□台車・リヤカー
食料・物資	保管場所	食料や物資を保管する場所。 □高温・多湿となる場所は避ける □風雨を防げるよう壁や屋根がある場所 □物資の運搬や配給がしやすい場所 □施錠可能な場所	□台車・リヤカー
	授乳室	女性用の更衣室を兼ねる場合は、移動できる間仕切りを設置。	□いす□間仕切り
育児	おむつ 交換場所	乳幼児のおむつ交換のための場所。男女共用。 (大人のおむつ交換は、介護室で実施)	□机(おむつ交換台) □おしりふき
保育 ほか	子ども部屋	育児や保育(遊び場、勉強部屋)、被災後の子どものこころのケア対策のために利用。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □テレビを設置	□机 □いす □テレビ
	談話室	人々が集まり交流するための場所。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □テレビや、給湯設備があるとよい	□机 □いす □テレビ □湯沸し用ポット
	避難所 運営本部	避難所運営委員会の会議などで利用する。 運営側(当直者など)の休憩・仮眠室としても利用。 □生活場所とは別室に設置。	□机 □いす
	総合受付	避難所利用者の受付や相談窓口などを設置する。 □避難所となる施設の入口や生活場所の近くに設置。 (生活場所とは扉などで仕切れる場所がよい)	□机 □いす □筆記用具
運営用	相談室(兼静養室)	相談対応や、パニックを起こした人が一時的に落ち着くために利用。(パニック対策には本人や家族の同意を得て、個室利用や福祉避難所への移送も検討) □個室に机、いすを設置(テントも可)	□机 □いす (□テント)
	外部から の救援者 用の場所	自衛隊や他の自治体からの派遣職員、ボランティアなど外部からの救援者が利用 □外から出入りしやすい屋外の一部を確保(車両用) □必要に応じて、拠点となる部屋の確保	

レイアウト例(学校などの場合)



ックは 17 頁参照

東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例 (撮影:被災地支援で派遣された愛知県職員)



↑体育館を被災者の生活場所として使用。 プライバシーに配慮し、腰までの高さの段ボールで仕切りが設けられた。立ち上がると、内部を 見渡すことができる。



↑正面入口付近に設けられた総合受付。 本日の予定やイベントなどの情報が掲示されているほか、簡易郵便箱も設置されている。



↑総合受付の隣に設けられた医務室。 室内はテントで仕切られている。



↑体育館のロビーに設けられたキッズ スペース。



↑炊き出しは屋外のテント内で行われた。



↑屋外の軒下に設置された洗濯機と乾燥機。 「ペットの衣類を入れないで」など、使用時の注 意が書かれている。

避難所利用者数の把握のために工夫した事例

(平成 28 年熊本地震 益城町の事例)

平成28年熊本地震において、熊本県益城町役場では、食品の給与が必要な避難者に被災者用食事受取カードを配布し、カードの更新・配布の際に支援状況の確認を行っていました。

	366-286 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法		四种种 经	inF
35 52 1.	(建)活取(表)	ऽाट क्या	更変コ'3な機事意 でで要必付更	
	ู้เป๋ี	¥>29	はし取り受の事意味或多~してのこ	· · ·
1			፤ ውክግ – የቴቴው ቴቴቲሌ。	<u> </u>
大 戸 日	41. 444.			. 141
不过度			The second secon	
8		may made as some	食事受取カー	- K
8		may made as some	The second secon	
連難所(内		may made as some	食事受取力-	
遊覧所(P		may made as some	食事受取力- 7/1(金)~7/16	(土)

	7/ 1 (金)	7/ 2 (±)	7/ 3 (日)	7/ 4 (月)	7/5 (火)	7/ 6 (3k)	7/ 7 (木)	7/ 8 (金)
朝					-			
昼					2			
夜	, 							
	7/ 9	7/10 (E)	7/ 11 (月)	7/ 12 饮	7/ 13 (末)	7/ 14 休)	7/15	7/ 16 (生)
朝	7/ 9 (±)	7/ 10	7/ 11 (月)	7/ 12 以	7/13 (#3)	7/ 14 (木)	7/15 (±)	7/ 16 (±)
朝昼	7/9	7/ 10 (E)	7/ 11 (月)	7/ 12 (X)	(* K)	7/14 (#)		7/ 16 (±)

(令和6年能登半島地震の事例)

- ・ 避難所利用者に名札やリボンなどを配布し、目立つところに付けてもらうことで、来 所者と識別しやすくした。
- ・ 避難者に週間予定表を作成してもらい、日中と夜間の避難者数の変化を把握できるようにした。
- ・ 申し出なく入所または退所してしまうことを防ぐため、「入所の際は、受付に避難所 等利用者登録票を提出すること。」「退所の際は、必ず受付に立ち寄り、退所届を提出 すること。」を記載した紙を、避難所の出入り口に貼り、避難所利用者に周知した。

災害時のトイレ対策

- (1) 設備の確認
- ①施設のトイレをチェック
 - □ 室内が安全ではない (落下物など危険個所がある)
 - □ 便器が使用可能な状態ではない (便座やタンクなどが破損している)

1つでも**2**があれば、 **施設のトイレは** 使用しない!

→災害用トイレ*を設置 (*仮設トイレ、簡易トイレなど)

- □ 下水が流れない
 - ・排水管から漏水する
 - 汚水マスやマンホールからあふれる
 - ・上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる
- □ 水(上水)が出ない、 または周辺が断水している

☑でも、簡易トイレ(便器 にビニル袋を付け、使用の度に 取り換える)として対応す ることも可能。

☑なら、②へ

すべての項目でチェックがなければ(安全で、上下水も使用可能)、 施設のトイレを使用する

②水の確保

□ 近くにプールや河川があり、 トイレの水(流し用*)として 使用できる。

*手洗いには使わない

水が確保できなくても、 簡易トイレ (便器にビニル袋を付け、使用の度に取り 換える) として対応する ことも可能。

水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のトイレを使用する (使用の際は、「トイレを使うときの注意」を掲示)

(2) トイレの設置

①トイレの種類と特徴

設置するトイレは、被害の状況や設置場所、災害発生からの時間の経過などの条件により、適したものを選択する。仮設トイレを調達する際は、できる限り国で標準化されている快適トイレを調達する。

・ 災害時に使用するトイレの種類



[出典:内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(令和6年12月改定)]

・ 時間経過などに伴うトイレの組み合わせ

		時間	『経過			被害の	の状況等	
種類	発災~ 3日間	~2週間	~1ヶ月	~3ヶ月 以上	断水時	停電時	設置 場所	処理 方法
携帯トイレ	*	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	$\stackrel{\wedge}{\sim}$		\circ	0	屋内外	保管 回収
簡易トイレ	*	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	$\stackrel{\wedge}{\sim}$		0	\triangle	屋内外	保管 回収
仮設トイレ (組立式)	☆	*	*		0	0	屋内外	汲み 取り
仮設トイレ			*	*	Δ	0	屋外	汲み 取り
マンホール トイレ	☆※1	*	*	*	△*2	0	屋外	下水道
トイレカー (トレーラー)	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	☆	☆	☆				

★・・・主に使用

○・・・使える

☆・・・補助的に使用

△・・・使えるものもある

※1 下水道の被害状況によっては使用可

※2 井戸水、プールの水等を利用すれば、断水時も使用可

〔出典:内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(令和6年12月改定)〕

②トイレの数

以下の例を参考に、トイレの数の確保に努める。

区分	設置数の例	参考・出典	
災害時の目安	災害発生当初 :1 基/避難者約 50 人 避難長期化する場合:1 基/避難者約 20 人	 ・避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(R6.12改定) ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(R6.12改定) 	
災害時の実例 (阪神・淡路大震災)	約75人に1基 (上記の数を設置したところ、苦情がほとん どなくなる)	避難所等におけるトイレ対策の手引き(H26.4) 兵庫県、避難所等における トイレ対策検討会	
一般的なトイレ の設置基準 (事務所の例)	男性用大便所: 60 人以内ごとに1個以上 男性用小便器: 30 人以内ごとに1個以上 女性用便所: 20 人以内に1個以上	事務所衛生基準規則	

③男女別に分ける

- · 男女別に区分けし、男性、女性のマークをつけて表示する。
- ・ 防犯上、可能であれば男性用と女性用は離して設置する。
- ・ 女性用にはサニタリーボックス(ふた付きごみ箱)を設置する。
- ・ できれば使用時間を考慮し、女性用のトイレの数を多めに設置する。(女性用:男性用の割合は3:1目安)
- ・ 介助者同伴の人やトランスジェンダーの人等が気兼ねなく利用できることに配慮し、 男女共用も設置する。

④要配慮者用トイレの設置

- ・ 避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p. 11~)の「要配慮者用トイレ」欄を 参考に、トイレの使用で配慮が必要な人専用のトイレを設置する。
- ・ マークなどを活用し、要配慮者が優先使用することを明確に表示する。

愛知県避難生活支援マニュアル 資料集

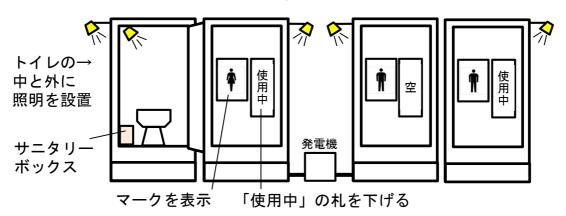
⑤その他

- ・ 安全面を考慮し、人目につきやすい場所に設置する。
- ・ 夜間でも使用できるようトイレの内外に照明を設置する。
- ・ 防犯対策(個室は施錠可能なものとする。防犯ブザーを設置)を実施する。
- ・ 屋外なら、トイレを待つ人のための屋根や椅子を 設置する。
- ・ トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する。
- ・「使用中」の札を下げる。



避難所に設置された仮設トイレ(東日本大震災:宮城県多賀城市の総合体育館)

く災害用トイレ(仮設トイレ)設置例>



(3)トイレの衛生対策

①トイレットペーパーや生理用品、おむつの捨て方

↓ふた付き

し尿処理量を減らし、流す水を節約するため、使用済みのトイレットペーパーや生理用品、おむつは、専用のふた付きごみ箱(足踏み開閉式がのぞましい)に入れる。

ごみ箱からのにおいに注意し、ごみは定期的に処分する。



②トイレ後の手洗い

避難所内で感染症を広げないよう、トイレ使用後の手洗いを徹底する。

生活用水として使用できる水がある場合は、蛇口つきタンクを活用し、簡易手洗い場を設置する。

水がない場合は、ウェットティッシュや消毒用アルコールを使用する。

③トイレ用の履物

トイレの汚染を避難所利用者の生活場所に持ち込まないよう、「トイレ用スリッパ」 などを使用し、トイレの内外で履物を分ける。

④トイレの清掃

トイレの清掃は、避難所利用者自身が交替で毎日実施する。

⑤し尿の保管、管理

簡易トイレや仮設トイレなどでし尿が満杯になった場合は、市町村によるし尿の 回収が始まるまでの間、避難所利用者の生活場所から離れた場所で、できるだけ密 閉した状態で保管する。

このほか、避難所のトイレの確保・管理については、

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」内閣府(防災担当)(令和6年12月改定)も参考にすること。

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/

トイレを使うときの注意 既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- トイレットペーパーは便器に流さず、備え付けのゴミ 箱に捨ててください。トイレに流すと詰まる原因にな ります。
 - す あと ばこ かなら し 捨てた後は、ゴミ箱のふたを必ず閉めてください。
- トイレを使ったら、バケツの水 (流し用) で流してく ださい。みんなが使う水なので、節水を 心 がけましょ う。
- バケツの水 (流し用) が なくなりそうなときは、気付 ^{ひと} きょうりょく みず いた人たちが 協 力 して、水をくんできましょう。
- バケツの水 (流し用) は手洗いには使わないでくださ い。 てあら ば そな っ みず てあら ょう つか 手洗いは、手洗い場に備え付けた水(手洗い用)を使っ てください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- トイレの掃除は、避難所を利用する人全員が、当番で う。

トイレを使うときの注意 災害用トイレを使う場合

- トイレを使う前に、ノックや声をかけるなどして、中でとに人がいないか確かめてから入りましょう。トイレには、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- トイレを使ったら、使器のそばにあるレバーをまわして、排せつ物を均してください。(レバーつきの場合のみ)
- 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方な どが優先的に使えるよう、なるべく和式トイレを使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。

トイレを使うときの注意(英語版)

Note about using the toilet

既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- Don't flush toilet paper down the toilet. Dispose of it in the trash can provided (keep the lid closed).
- Flush the toilet with the water in the bucket. Don't waste it but conserve it for others.
- If the water remaining in the bucket is low, please refill it.
- Don't use the water in the bucket for washing hands.
 Use the water provided by the sink.
- Keep the toilet clean for others who will use it.
- All evacuees in the shelter should take turns cleaning the restroom. See the duty rota to check your turn.

Note about using the toilet

災害用トイレを使う場合

- Knock or speak before entering to confirm no one is inside. Change sign to "Occupied" while in use.
- Turn the lever after use to level waste.
- This Japanese-style toilet is for one-person use only.
 Please use the Western-style toilet if you need assistance.
- Keep the toilet clean for others who will use it.
- If the waste is overflowing, inform the general reception desk.

トイレを使うときの注意(ポルトガル語版)

Cuidados para utilizar o banheiro

既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- Favor jogar o papel higiênico no lixo e não na privada para não entupir. Após jogar o papel higiênico no lixo, favor fechar a tampa do lixo sem falta.
- Após usar o banheiro, favor utilizar a água do balde (água para descarga). Economize no uso da água pois todos utilizarão a água.
- Quando estiver acabando a água para descarga, favor colaborar repondo a água no balde.
- Favor não utilizar a água do balde (para descarga) para lavar as mãos. Para lavar as mãos, utilizar a água apropriada.
- Todos utilizarão o banheiro, por isso mantenha sempre limpo.
- A limpeza do banheiro será feita por todos que estão utilizando o refúgio. Favor verificar a escala TOUBANHYOU e colaborar na limpeza.

Cuidados para utilizar o banheiro

災害用トイレを使う場合

- Antes de usar o banheiro, favor bater na porta e verificar se não tem gente utilizando o banheiro. Utilize a placa "ocupado(SHIYOUCHU)".
- Após utilizar o banheiro, rodar a alavanca do lado e dar a descarga(caso exista a alavanca).
- Caso for utilizar o banheiro japonês (WASHIKI), não subir mais de 2 pessoas na tábua (onde coloca os pés). Pessoas que necessitem de ajuda especial, utilize o banheiro de sentar (YOUSHIKI).
- Todos utilizarão o banheiro, por isso mantenha sempre limpo.
- Quando perceber que o banheiro está cheio de excremento, favor avisar na recepção geral (SOUGOU UKETSUKE) (Para que a empresa responsável seja informada).

トイレの清掃当番がやること

装備

マスク、手袋、前掛けなど(使い捨てできるものを利用)

掃除 道具 ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニル袋、ごみ袋、新聞紙などのいらない紙 消毒液(水1Lに台所用塩素系漂白剤24ml(キャップ1杯)を混ぜる)など

- ① 入口のドアや窓を開けて、換気する
- ② 汚物をとる
 - ・ 汚物は新聞紙などで包んで取り、ビニル袋に入れる。
 - ・ 汚物を入れたビニル袋に消毒液を入れて密封し、ごみ袋に入れる。
- ③ 高いところから順番に、拭き掃除をする
- ④ 床掃除をする
- ⑤ 個室内や便器の掃除をする
 - ・ 消毒液で濡らしたぞうきんなどで、汚れの少ない場所から順に拭く。(例:便座→ふた→タンク→便器の外側)
 - ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があればバケツなどの水で流す。(例:和式では2~3Lの水を上から勢いよく流し込む。)
 - ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内にかけ、数分後に水で流す。

⑥ 人の手が触れる部分の掃除する

- ・ ドアノブ、手すり、水洗レバーなど人の手が触れる部分を、これまでの手順で使用していない消毒液で濡らしたぞうきんなどで拭く。
- 手洗い場の水アカなどをふき取る。

⑦ 消耗品の補充・設置

- ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ごみ袋に入れる。
- ・トイレットペーパー、消臭剤、手洗い用の消毒液などを補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛けなど着用していたものをごみ 袋に入れ、トイレから出たごみと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマットなどで靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石けんで1分間、よく手を洗う。(指先、指の間、 親指のまわり、手首などを念入りに!)水がない場 合は手指消毒用アルコールを使う。
- ④ うがいをする。

トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二 重にして持ち運び、他のごみ と混ざらないように注意す る。(トイレ用のごみ置き場は 予め決め、わかるようにして おく。)

入浴・洗濯について

(1)入浴について

①入浴施設(仮設風呂、仮設シャワーなど)の数

以下の例を参考に、入浴施設の確保に努める。

区分	設置数の例	参考・出典
内閣府の	入浴施設(仮設風呂、仮設シャワー):	・避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(R6.12改定)
ガイドライン	1つ/避難者約50人	・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(R6.12改定)

②仮設風呂、仮設シャワーの利用計画

・仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも一週間に2回は入浴できるよう、利用計画を 作成する。

〈風呂・シャワーの利用計画〉

- ・利用時間は男女別に、避難所利用者の組単位で決める。
- ・利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、利用時間ごとの入浴 券を発行する。
- ・利用希望者が多い時期は1人あたりの利用時間を15分から20分程度、利用希望者が落ち着いてきたら30分程度に延長するなど対応する。
- ・アトピー性皮膚炎など、入浴やシャワーで清潔に保つことが必要な人の利用方法(利用時間や回数など)は、個別に検討する。





[出典:「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について」(内閣府防災担当)]

(2) 洗濯について

- ・ 生活用水が確保できるようになったら、洗濯場・物干し場を決める。
- ・ 洗濯場・物干し場は、プライバシーに配慮し、男女別に分ける。

食事に関する配慮について

(1)食事の質の確保

避難所では、おにぎりや菓子パンなどの炭水化物の摂取が中心となり、肉類、魚類、 乳類、野菜類の摂取不足により、栄養不良や体力低下が顕著となる。こうした状況を改善するため、以下の事例を参考に、温かい食事の提供や栄養管理を考慮した食事の提供を検討する。

- □ 地域やボランティアによる炊き出し
- □ 飲食業協同組合による調理人の派遣
- □ キッチンカーの派遣
- □ セントラルキッチン方式の活用
- □ メニューの多様化や温かい食事の提供のため、避難所となっている学校の給食室 などの炊事場を活用した炊き出し

地元事業者が営業を再開するなど、災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食事の提供を順次地元事業者へ移行させ、温かい食事の確保に配慮する。







〔出典:内閣府「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について」令和5年10月 内閣府「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について」令和6年12月〕

(2) 食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

①原材料の表示

<表示するもの>

・食物アレルギー(食品衛生法関連法令より)

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに、くるみ
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、 もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、あわび、オレンジ、 牛肉、ゼラチン、豚肉、アーモンド、マカダミアナッツ

・宗教上の理由などへの対応

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要。

(多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル(国土交通省総合政策局観光事業課)より)

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・ 球根類などの地中の野菜、一部ではあるが五葷(ニンニク、ニラ、ラッ キョウ、玉ねぎ、アサツキ)	
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物などの発酵食品 <ハラル(HALAL)> ハラルとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動(サービス)全般のこと。ハラル認証を受けた食品もある。	
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷 (ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ)	
キリスト教	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、 お茶、タバコ	
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教 上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなど	

<表示のしかた>

- ・ 加工食品、調味料、出汁などの原材料にも注意
- ・ 各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。切り取りづらい場合はコピーする。
- ・ 提供する食品の前に掲示するための<mark>食品の原材料表示カード(様式集 p. 36)</mark>の活用を 検討する。
- ・ 必要に応じて多言語化や食材の絵文字を使用する。

②調理時の工夫や注意点

個別に対応が必要な人の家族に調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。 家族以外の人が作る場合は……

- ・調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・調理台、食器を分ける。(食器は色で分けておく)
- ・ 鍋やフライパンなどの調理器具や食器、エプロンを使い回さない。
- ・ 和え物などはアレルゲン抜きのものを先に作り、取り分けておく。

こころの健康

悲惨な体験の後には、心身に思いがけない様々な変化が起こる。このような変化の全て を病的なものとして捉える必要はなく、身体的な健康管理と同時に、安全、安心、安眠と 栄養が確保されるよう、支援を行うことが望ましい。

(1)被災者のこころのケア

①災害時の心的反応プロセス

被災者に起こる変化は、態度、しぐさ、表情、口調などからわかるものや、実際に面談して明らかになるものまで多様であること、また、災害によって引き起こされた様々な被害や影響がもたらすものには個人差があることに注意する。

初期	不安	態度が落ち着かない、じっとできない、怖がる/おびえる、 ふるえ、動機		
(発災後	取り乱し	話がまとまらない、行動がちぐはぐ、興奮している、 涙もろい		
一ヶ月まで)	茫然自失	ぼんやりしている、無反応、記憶があいまい		
まで)	その他	睡眠障害		
中長期(発災後一ヶ月以降)	緊張状態が続く(過覚醒)	常に警戒した態度をとる、些細な物音や気配にハッとする		
	過去に経験したことを 思い出す(想起)	悲惨な情景をたびたびありありと思い出す、 悲惨な情景を夢に見る		
	回避、麻痺	災害を連想させる場所・もの・人・話題を避けようとする 感情がわかず何事にも興味が持てない		
	気分の落ち込み(抑うつ)	憂鬱な気分、絶望感、無力感、孤独感、自分を責める		
	その他	睡眠障害、アルコール摂取量が増える、他者を責めるなど		

②対応

- ・災害は共通でも体験は個別なので、共感をもって聴く。
- ・話したい人がいれば共感をもって聴くが、無理やり話をさせることはしない。(話を聴く場所は、プライバシーを配慮した部屋(相談室など)とする。)
- ・被災体験を聴くよりも、日常生活での支障や困っていることを聴き、支援することが 望ましい。
- ・医師や保健師、精神保健福祉相談員に相談し、<mark>災害のあとの気持ちの変化(リーフレット集 p. 17, 18)</mark>などを活用しながら声かけをする。

災害時の保健活動推進マニュアル(R23)(日本公衆衛生協会、全国保健師長会)を参考に作成

(2) 支援者(避難所運営側)のこころのケア

被災者を支援する人は、自分自身の健康問題を自覚しにくい上、その使命感のために休息や治療が後手に回りやすい。支援者には、被災者とは違うストレスが生じていることを 認識し、十分な健康管理を行う必要がある。

①支援者のストレスの要因

- ・ 自分自身や家族、知人など身近な人も被災者である場合、特に身近な人よりも他者 の支援を優先することが、心理的な緊張や疲労感をもたらす。
- ・ 不眠不休で活動するなど、災害直後の業務形態が慢性化してしまう。
- ・ 自身の使命感と、物資や資機材の不足など現実の制約との間で葛藤を生じやすい。
- ・被災者から、怒りや不安などの感情を向けられることがある。
- ・ 被害現場を目撃することでトラウマ反応を生じる。

②支援者のストレス症状のチェック

下記のいくつかに当てはまると、大きなストレスを抱えている可能性がある。

口疲れているのに、夜よく眠れない	口いつもより食欲がない
口動悸、胸痛、胸苦しさを感じる	□物事に集中できない
口涙もろくなる	口身体が動かない
ロイライラする	口朝起きるのがつらい
口酒の量が増えた	口無力感を感じる
□強い罪悪感を持つ	口自分の身だしなみに関心が持てない
口人と口論することが多くなった	

③支援者のセルフケアのための留意点

活動しすぎない	・ 自分の限度をわきまえて、活動のペースを調整する。・ 現場に長時間留まったり、1日にあまりに多くの被災者と関わったりしないよう「仕事を人に任せる」「断る」などする。
ストレスに	「(2) 支援者のストレス症状チェック」などを実施して自分の健
気付く	康を管理し、ストレスの兆候に早めに気づくようにする。
ストレス解消に 努める	・ リラクゼーションや身体的ケア、気分転換、仕事以外の仲間 (家族、友人等)との交流などでストレスの解消に努める。・ ストレスや疲労解消のための食物や医薬品の過剰摂取は避ける。(カフェインもかえって不安を増強させることがあるので注意。)
孤立を防ぐ	・ 活動はペア(2人1組)で行う。(1人で活動しない。)・ 自分の体験を仲間と話し合い、先輩からアドバイスを受ける機会を定期的に設ける。
考え方を 工夫する	・ 自分の行動をポジティブに評価しネガティブな考えは避ける。・ セルフケアを阻害する態度(休憩を取るなんて自分勝手だ、みんな一日中働いているから私もしなければいけないなど)を避ける。

災害時の心のケア活動の手引き(愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室 H25.3)を参考に作成

避難所の統合・閉鎖

避難所となった学校、公民館などにおいては、時間経過とともに施設本来の役割に戻すため、早い段階から避難所の今後の見通しを示すことが重要となる。避難者数の動向を確認しながら、以下の時期を参考に避難所の統合・閉鎖を進めていく。

- □ 家屋の修繕が進んだとき
- □ ライフライン機能が復旧したとき
- □ 学校などから再開の申し出があったとき
- □ 応急仮設住宅が建設されたとき
- □ その他、避難所を閉鎖する必要性が生じたとき など

(令和6年能登半島地震の事例)

令和6年能登半島地震において、石川県のある自治体では、「①避難所の安全面に問題が生じたとき」、「②ライフライン機能が復旧したとき」、「③学校から再開の申し出があったとき」、「④応急仮設住宅の建設が完了したとき」を目安に避難所の統合・閉鎖を進めた。

避難所を統合する際は、避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮するため、元の 避難所のレイアウトをなるべく崩さないよう、レイアウトの見直しを行ったため、トラブ ルを最小限に抑えることができた。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又 は被害を受けるおそ れのある者に供与す る。	(基本額) 避難所設置費(1人1日当たり) 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額	災害発生の日から7日以内※	1費用は、避難所の設置、 維持及び管理のための人 夫費、消耗器材費、建物 等の使用謝金、燃料費及 び仮設便所等の設置費を 含む。 2輸送費は別途計上
応急仮設住 宅の供与	住家が全壊、全焼又 は流失し、居住する 住家がない者であっ て自らの資力では住 宅を得ることができ ない者	1 規格(1 戸あたり) 平均 ㎡ (坪) を基準とする。 2 限度額(1 戸当り) 円以内	災害発生の日 から20日以内 着工 但し内閣府の 承認により着工 期間の延長あり	
の他による 食品の給与	2 全半壊(焼)、流失 、床上浸水で炊事 できない者	1人1日(3食)当り 円以内	ら7日以内※	食品給与のための総経費を 延給食人員で除した金額が 限度額以内であればよい。
その他生活 必需品の給	現に飲料水を得ることができない者 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、 床上浸水等により、 実上と必要な被服、 寝具、その他生活と 電品し、 をそう失、ことが は 生活を営むことが な 数 は な は な は な は は は は は は は は は は は は	当該地域における通常の実費 1 夏季 (4月~9月)、冬期 (10月~3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。2 下記金額の範囲内 円以内	ら7日以内※ 災害発生の日か	
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	救護班が使用した薬剤、治療 材料、医療器具の修繕等の実 費	災害発生の日か ら14日以内※	患者等の移送費は、別途計 上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含み 現に助産を要する状態にある者)	救護班が、使用した衛生材料 等の実費	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
福祉サー ビスの提 供	現に被害を受け、避 難生活において配慮 を必要とする災害時 要配慮者(高齢者、 障害者、子ども、妊 産婦その他の者)	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら7日以内※	

愛知県避難生活支援マニュアル 資料集

被災した住住宅が半壊(焼)し **宅の応急修**、自らの資力により 玾 応急修理をすること ができない者

居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り

完了

災害発生の日か実情に応じ、市町村相互間 |ら1カ月以内に|において対象数の融通がで きる。

円以内

※但し内閣府の承認により期間延長あり

被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援 等、災害救助法を活用して、各自治体においてボランティア団体や企業に委託して実施することが可能。

災害救助法

昭和22年10月18日 法律第 118 号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び 国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図 ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場 合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下 同じ。)町村(第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自 治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(次条第二項において「指 定都市」という。)にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。 以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。) 内において当該災害より被害を受 け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類)

第4条 救助の種類は、左の通りとする。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 2
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 3
- 4 医療及び助産
- 被災者の救出 5
- 福祉サービスの提供 6
- 被災した住宅の応急修理 7
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
- 3 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわ らず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行 うことができる。
- 4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

災害時における避難所等への国等による人的支援

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	・急性期(概ね 48 時間以内)から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チ ーム (DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
	災害派遣福祉チーム (DWAT)	・避難所等における福祉的な視点からの支援 (避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整 備等)
	災害支援ナース	・避難所等における地域住民の健康維持・確保に必要な看護の 提供 ・被災地における看護職員の心身の負担軽減
	災害時感染制御支援 チーム (DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等)・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言
	日本災害リハビリテ ーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等) ・復旧期における、地域のリハビリテーション資源への移行支援
(公社)日本 歯科医師会	日本災害歯科支援 チーム (JDAT)	・避難所や救護所等における歯科治療や口腔衛生の確保のため の支援 ・被災地の歯科保健医療専門職等への支援
(公社)日本 栄養士会	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を	
日本赤十字社	日本赤十字社医療救 護班日本赤十字社こ ころのケア班日本赤 十字社都道府県支部	 ・医療救護班による巡回診療 ・救護所の設置 ・避難所のアセスメント ・こころのケア活動 ・救援物資の配布 ・災害義援金の受付 ・災害救助法第16条の規定に基づく委託事項
(公社)日本 薬剤師会	・災害処方箋による調剤、服薬指導	
(公社)日本 医師会	日本医師会災害医療 チーム(JMAT)	・災害急性期以降における避難所・救護所・介護施設等での医療や健康管理、被災地の医師会・病院・診療所への支援

市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き R7.4 (内閣府(防災)) を参考に作成

参考文献·資料

愛知県避難生活支援マニュアルの改定(H27.3、H30.3、R7.10)及び 愛知県避難所マニュアル活用の手引きの作成、改定(H27.3、H30.3、 R7.11)にあたり参考にしたもの

- ・避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 R6.12(内閣府(防災担当))
- ·大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 H27.3(内閣府(防災担当))
- ・避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書 H25(内閣府)
- ・避難所運営マニュアル H19.6(静岡県防災局防災情報室)
- ·避難所管理運営指針(平成 25 年版)H25.6(兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課)
- ・市町村避難所運営マニュアル作成モデル H26.3(岩手県保健福祉部保健福祉企画室)
- ・船橋市避難所運営マニュアル H25.4(船橋市市長公室危機管理課)
- ・仙台市避難所運営マニュアル H25.4(仙台市消防局防災企画課)
- ・横浜市地域防災拠点訓練マニュアル H24.4(横浜市)
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引 H25.8(文部科学省)
- ・新潟県中越沖地震において避難所となった学校施設について(国立教育政策研究所)
- ・防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる地域の『受援カ』を高めるために(内閣府)
- ・市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアルH26.3(愛知県健康福祉部地域福祉課)
- ・愛知県災害時保健師活動マニュアル(R3.3)(愛知県健康医務部医療計画課)
- ・災害時における生活環境安全対策マニュアル H26.3(愛知県健康福祉部生活衛生課)
- ・災害時心のケア活動の手引き H25.3(愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室)
- ・災害時の保健活動推進マニュアル(R2.3)(日本公衆衛生協会、全国保健師長会)
- ・避難所等におけるトイレ対策の手引き H26.4(兵庫県、避難所等におけるトイレ対策検討会)
- ・福祉避難コーナー設置ガイドライン H25.3(京都府健康福祉部介護・地域福祉課)
- ・災害時要援護者対策ガイドラインH18.3(日本赤十字社)
- ・スフィア・プロジェクト 2019 年版(支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク(JQAN))
- ・難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドライン H19.3(難病の雇用管理のための調査・研究会)
- ・災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット H23.5(日本小児アレルギー学会)
- ・地域のみんなで考えよう!アレルギーっ子にやさしい防災 H20.3(特定非営利活動法人レスキューストックヤード)
- ・災害時の視覚障害者支援体制マニュアル H24.3(社会福祉法人日本盲人福祉委員会)
- ·災害時の視覚障害者支援者マニュアル H24.3(社会福祉法人日本盲人福祉委員会)
- ・聴覚障害者が災害時に困ること願うこと~聴覚障害者災害時支援マニュアル~H25.1(呉市聴覚障害者災害時援助システム構築事業実行委員会)
- ・知的障害のある方のための災害時初動行動マニュアル H25.3(東京都福祉保健局)
- ・自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック H24.3(社団法人日本自閉症協会)
- ・妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン H19.3(東京都福祉保健局)
- ·男女共同参画の視点からの防災·復興の取組指針 H25.5(内閣府男女共同参画局)
- ・男女共同参画の視点で実践する災害対策テキスト災害とジェンダー<基礎編>H25.3(東日本大震災女性支援ネットワーク)
- ・こんな支援が欲しかった!現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集 H24.5(東日本大震災女性支援ネットワーク)
- ・多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル H20.2(国土交通省総合政策局観光事業課)
- ・多文化共生の推進に関する研究会報告書~災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて~H24.12(総務省)
- ・国際シンボルマーク使用指針 1993.10(日本障害者リハビリテーション協会)
- ・標準案内用図記号(交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・コミュニケーションボード、コミュニケーションカードの普及(社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター)
- ・災害時におけるペットの救護対策ガイドライン H25.6(環境省自然環境局総務課動物愛護管理室)
- ・ 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト) R6.12(内閣府(防災担当))
- ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン R6.12(内閣府(防災担当))

- ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン H28.4(内閣府(防災担当))
- ・ 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書 H29.4(内閣府(防災担当))
- ・ 妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン H28.3(愛知県健康福祉部児童家庭課)
- ・ 災害時における避難所運営の手引き H29.7(千葉県防災危機管理部防災政策課)
- ・ 災害時の発達障害児・者支援エッセンス H25.3(国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達 障害情報・支援センター)
- · 人とペットの災害対策ガイドライン H30.2(環境省)
- ・ 災害ケースマネジメント実施の手引き R5.3(内閣府(防災担当))
- ・ 災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針(区市町村向け) R4.1(東京都福祉保健局)
- ・ 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き R7.4(内閣府(防災))